

家庭的保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭的保育補助者加算 ⑦		家庭的保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨					
					処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ				
20/100地域	3号	保育標準時間認定	173,670	+ 1,650 × 加算率	+ 5,630	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,290	+ 280 × 加算率	+	52,660	+	35,360	+ 350	× 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,100							
16/100地域	3号	保育標準時間認定	170,390	+ 1,610 × 加算率	+ 5,440	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,290	+ 280 × 加算率	+	51,270	+	35,360	+ 350	× 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,100							
15/100地域	3号	保育標準時間認定	169,560	+ 1,610 × 加算率	+ 5,390	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,290	+ 280 × 加算率	+	50,920	+	35,360	+ 350	× 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,100							
12/100地域	3号	保育標準時間認定	167,100	+ 1,580 × 加算率	+ 5,250	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,290	+ 280 × 加算率	+	49,880	+	35,360	+ 350	× 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,100							
10/100地域	3号	保育標準時間認定	165,450	+ 1,560 × 加算率	+ 5,160	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,290	+ 280 × 加算率	+	49,180	+	35,360	+ 350	× 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,100							
6/100地域	3号	保育標準時間認定	162,170	+ 1,530 × 加算率	+ 4,970	+ 40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,290	+ 280 × 加算率	+	47,790	+	35,360	+ 350	× 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,100							
3/100地域	3号	保育標準時間認定	159,700	+ 1,510 × 加算率	+ 4,830	+ 40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,290	+ 280 × 加算率	+	46,750	+	35,360	+ 350	× 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,100							
その他地域	3号	保育標準時間認定	157,230	+ 1,480 × 加算率	+ 4,690	+ 40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,290	+ 280 × 加算率	+	45,710	+	35,360	+ 350	× 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,100							

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	減価償却費加算			賃借料加算			連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭
			加算額			加算額					
				標準	都市部		標準	都市部			
			⑩			⑪					
20/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,200	9,000	A地域	46,400	51,600	6,170	(④+⑤+⑧) × 18/100	5,060
			B地域	7,800	8,600	B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	7,400	8,100	C地域	22,300	24,800		(④+⑤+⑧) × 19/100	4,130
			D地域	7,000	7,700	D地域	20,000	22,200			
16/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,200	9,000	A地域	46,400	51,600	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,060
			B地域	7,800	8,600	B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	7,400	8,100	C地域	22,300	24,800		(④+⑤+⑧) × 19/100	4,130
			D地域	7,000	7,700	D地域	20,000	22,200			
15/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,200	9,000	A地域	46,400	51,600	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,060
			B地域	7,800	8,600	B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	7,400	8,100	C地域	22,300	24,800		(④+⑤+⑧) × 19/100	4,130
			D地域	7,000	7,700	D地域	20,000	22,200			
12/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,200	9,000	A地域	46,400	51,600	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,060
			B地域	7,800	8,600	B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	7,400	8,100	C地域	22,300	24,800		(④+⑤+⑧) × 19/100	4,130
			D地域	7,000	7,700	D地域	20,000	22,200			
10/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,200	9,000	A地域	46,400	51,600	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,060
			B地域	7,800	8,600	B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	7,400	8,100	C地域	22,300	24,800		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,130
			D地域	7,000	7,700	D地域	20,000	22,200			
6/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,200	9,000	A地域	46,400	51,600	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,060
			B地域	7,800	8,600	B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	7,400	8,100	C地域	22,300	24,800		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,130
			D地域	7,000	7,700	D地域	20,000	22,200			
3/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,200	9,000	A地域	46,400	51,600	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,060
			B地域	7,800	8,600	B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	7,400	8,100	C地域	22,300	24,800		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,130
			D地域	7,000	7,700	D地域	20,000	22,200			
その他地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,200	9,000	A地域	46,400	51,600	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,060
			B地域	7,800	8,600	B地域	25,600	28,400			
		保育短時間認定	C地域	7,400	8,100	C地域	22,300	24,800		(④+⑤+⑧) × 21/100	4,130
			D地域	7,000	7,700	D地域	20,000	22,200			

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 48,790 ÷ 各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする		
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,100 ÷ 各月初日の利用子ども数				
冷暖房費加算	⑯	1 級 地	1,740	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,550	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,530			
除雪費加算	⑰	6,080		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑱	152,460 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑲	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		